

家庭用電気自動車等導入者奨励金交付要綱

(総則)

第1条 脱炭素社会の実現及び市内の産業の発展を目的として、電気自動車の普及を促進するため、電気自動車又はV2H（以下「電気自動車等」という。）を導入した者に対する家庭用電気自動車等導入者奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）の規定による自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもので、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、事業の用に供するものを除く。

ア 市長が別に定める性能、安全性等の技術的仕様を満たすものであること。

イ 市内に生産拠点を有する事業者が製造したものであること。

ウ 申請日の属する年度内に法第7条第1項の規定による新規登録を受けた車両であること。

エ 法第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置が市内であること。ただし、所有権留保付きローン購入の場合において、所有者が自動車販売会社またはローン会社であるときは、自動車保管場所証明書に記載されている自動車の保管場所の位置が市内であること。

(2) V2H 電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を住宅等へ供給することができ、かつ、電気自動車のバッテリーに充電することができる装置で、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、事業の用に供するものを除く。

ア 市長が別に定める性能、安全性等の技術的仕様を満たすものであること。

イ 市内に生産拠点を有する事業者が製造した電気自動車用のものであること。

ウ 申請日の属する年度内に未使用のV2Hの設置工事が完了していること又は同期間に未使用のV2Hが設置されている住宅の引渡し完了していること。

エ V 2 Hを、当該V 2 Hが設置された住宅で使用する。

オ 本要綱に基づく奨励金交付対象者以外にV 2 Hを設置した住宅の所有者が存在する場合は、その全員の同意の上でV 2 Hを取り付けていること。

(3) 住宅 市内の住宅であって、共同住宅及び店舗、事務所等との併用住宅を含む。

(奨励金の区分及び対象者)

第3条 奨励金の区分は、次の各号に掲げるものとし、交付対象者は、当該各号に定める市内に住所を有する個人とする。

(1) 電気自動車 次のいずれにも該当する者

ア 家庭用の電気自動車を新たに購入した者

イ 自動車検査証の所有者及び使用者が奨励金申請者と同一であること
(所有権留保付きローン購入の場合において、所有者が自動車販売会社又はローン会社であるときを含む。)

(2) V 2 H 次のいずれかに該当する者

ア 居住する住宅に新たにV 2 Hを設置した者

イ V 2 Hが設置された住宅を新築し、居住する者

ウ V 2 Hが設置された住宅を購入し、居住する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、奨励金を交付しない。

(1) 奨励金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)が、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員である場合

(2) 申請者が、市税を滞納している場合

(3) 奨励金の交付を受けた者又は交付申請中の者が、同一年度内に、同一区分の奨励金を申請した場合

(4) 電気自動車等の導入に係る費用が、奨励金の額に満たない場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

(1) 電気自動車 1台につき 50,000円

(2) V 2 H 1基につき 50,000円

(交付の申請)

第5条 申請者は、第3条に掲げる要件を満たした場合、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日の属する年度内に、横須賀市家庭用電気自動車等導入者奨励金交付申請書(別記様式)に必要な書類を添えて市長に申請しなけ

ればならない。

- (1) 電気自動車 代金の支払い及び自動車検査証の交付が完了した日
- (2) V 2 H 設置工事の完了又は住宅の引渡し及び設置又は購入に係る代金の支払いが完了した日

2 前項に規定する必要な書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車 次に掲げる書類

- ア 自動車検査証の写し
- イ 車両購入に係る領収書の写し
- ウ 保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険契約書（任意保険に限る。）の写し（所有権留保付きローン購入の場合で、自動車検査証の所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- エ その他市長が必要と認める書類

- (2) V 2 H 次に掲げる書類

- ア 設置したV 2 Hの出荷証明書の写し又は保証書の写し
- イ V 2 Hの設置又は住宅の新築若しくは購入に係る領収書の写し。ただし、住宅の新築又は購入に係る領収書でV 2 Hの設置に係る費用の内訳が明記されていない場合は、内訳書も併せて添付するものとする。
- ウ V 2 Hの設置状況を示す写真
- エ V 2 Hの設置・引き渡し完了証明書
- オ その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 電気自動車に係る奨励金を申請する場合において、経済産業省発行のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額が確定したことを証する書類の写しを添付するとき 前項第1号イ及びウに掲げる書類
 - (2) V 2 Hに係る奨励金を申請する場合において、経済産業省発行のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額が確定したことを証する書類の写しを添付するとき 前項第2号イ、ウ及びエに掲げる書類
- (奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、奨励金を交付するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 家庭用電気自動車購入費補助金交付要綱(平成25年4月1日制定)及び環境設備機器設置費補助金交付要綱(平成25年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第 5 条第 1 項関係）

年度横須賀市家庭用電気自動車等導入者奨励金交付申請書

年 月 日									
(あて先) 横須賀市長									
次の通り申請します。なお、家庭用電気自動車等導入者奨励金交付申請にあたり、対象要件の審査のため、暴力団員でないことの確認を目的として、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部へ照会すること及び横須賀市が私に係る市税の納付状況及び住民票記載内容について確認することに同意します。									
申請者	住 所								
	電 話	(自 宅)	—	—					
		(携 帯)	—	—					
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日	年 月 日生			性 別	男・女			
(申請者名義の口座に限る)	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫							
	支 店 名	支店							
	口 座 種 別	普通・当座	口 座 番 号						
	口 座 名 義 (カタカナ)								
区 分		☐ 電気自動車 ☐ V 2 H							
V 2 Hを取り付けた住宅の所有者は他にいますか		☐ はい ☐ いいえ							
上記「はい」の人のみ V 2 H取付けについて 住宅の全所有者の同意 を得ていますか		☐ 同意あり ☐ 同意なし							
交 付 申 請 額		5 0 , 0 0 0 円							